

平成25年6月25日

株式会社 メガロス
代表取締役 木皿儀 邦夫殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会
理事長 吉川 萬里子



申入書

本協会は、内閣総理大臣から許可された公益社団法人であり、会員の多くが全国各地の消費生活センターで相談員を務める消費者問題の専門家で構成している団体です。また平成19年11月には、内閣総理大臣から、消費者契約法に基づき差止請求権行使することができる「適格消費者団体」の認定を受けております。

本協会では、「週末電話相談」「消費者被害メール便」等により消費者被害の情報収集を実施しており、その中で、貴社の利用規約について消費者から苦情が寄せられました。

本協会において貴社の「クラブ会員会則」「入会申込書」等入手し、条項につき検討したところ、消費者契約法9条1号、10条により無効となる不当な条項があることが判明しました。

そこで、本協会は適格消費者団体として、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、貴社に対して下記のとおり、消費者契約法9条1号、10条により無効となる不当な条項の使用を直ちに停止し、是正することを申入れます。

つきましては、平成25年7月24日までに、本申入れに対する回答を書面にて本協会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書並びに貴社からの回答の有無及び回答の内容は、消費者契約法27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、本協会において公表することを申し添えます。

(本件に関する連絡先)

〒103-0012

東京都中央区日本橋堀留町2-3-5 グランドメゾン日本橋堀留101

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室

TEL: 03-5614-0543 FAX: 03-5614-0743

第1 申入れの趣旨

貴社の使用するクラブ会員会則及び「入会にあたっての承諾事項」につき、次の条項等について使用停止を求める。

1 会則第7条

会則第7条の下記波線部分は、消費者契約法10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第7条【未成年者の取扱い】

未成年者が会員になろうとするときは、その親権者が同意した上で、申し込むものとする。なお、親権者は自ら会員となった場合と同様に、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

2 会則第9条3項

会則第9条3項は、消費者契約法9条1号、10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第9条【入会金・事務登録料・会費・手数料等】

3. 一旦納入した会費等は、これを返還しない。

3 会則第13条2項

会則第13条2項は、消費者契約法10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第13条【会員等の損害賠償責任】

2. 会員が同伴したビジターが、自己の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員及びビジターが連帯して賠償の責を負うものとする。

4 会則第14条

会則第14条の下記波線部分は、消費者契約法9条1号、10条により無効であるので、使用の停止を求める。

第14条【会員資格喪失】

会員は次の各号に該当する場合、第①号については会社の指定する日、第②号、第③号及び第④号については該当事由の発生日をもってその会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。この場合速やかに会員証を会社に返還しなければならない。但し、会費等の返還はしないものとする。

5 入会にあたっての承諾事項

入会にあたっての承諾事項「会費納入について」①は、消費者契約法9条1号、10条により無効であるので、使用の停止を求める。

【会費納入について】

①入会手続き時及び年一括払いにて納入いただいた入会金、事務登録料、会費、手数料等は理由の如何に拘らずご返金できません。

第2 申入れの理由

1 会則の法的性質について

貴社が経営するクラブへの入会申込書には、「私は、「入会にあたっての確認事項」「入会にあたっての承諾事項」を了解しました。また私は「会則」・「確認書」を承認の上、メガロスへの入会を申し込みます。」との記載があり、入会申込みと同時に、申込者に対し、「クラブ会員会則」が交付される。

したがって、貴社と会員との間で、上記クラブ会員会則（以下「会則」という）を内容とする貴社クラブの施設利用等を目的とした契約（以下「クラブ会員契約」という。）が締結されたものと解される。

また、「入会にあたっての確認事項」「入会にあたっての承諾事項」は会則を前提とした内容になっていることから、会則が違法である場合には、会則同様、使用の停止を求めることができるものと解される。

2 会則第7条について（申入れの趣旨1）

本規約によれば、未成年者が負う責任を、親権者も一律に連帯して負担するという内容になっている。

しかし、民法上、親権者は、未成年者の不法行為責任について、未成年者に責任能力が認められるか、あるいは責任能力がなくとも親権者において過失なき場合には責任を負うことではなく、とりわけ未成年者とはいえ、スポーツクラブを利用するほどに成熟した年齢の者であれば、一般的には、民法714条（責任無能力者の監督義務者等の責任）によっても、親権者が常に損害賠償責任を負うことではないと解されている。また、未成年者の行う契約について、親権者が常に連帯して債務を負うという法令上の根拠もない。

したがって、未成年者の契約に際し、親権者に必ず連帯債務を負担させることは、民法の基本原理である過失責任の原則に照らしても疑問がある上、貴社の施設を利用するため貴社の作成した会則に合意することを要請された消費者に過ぎない親権者自身の通常の合理的意思にも反する。

この規定によれば、貴社は、未成年者の負担する義務について親権者にも債務を連帯して負担させることができるために、親権者の負担においてより確実に損害金の回収を確保できるが、親権者は未成年者契約について同意したという関係がある限り、常に未成年者の負う債務を負担せられるという関係になり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者である親権者の義務を加重する条項であると共に、信義則に反して親権者にとって一方的に不利な条項であることは明らかである。

したがって、本条項は、消費者契約法10条により無効である。

3 会則第9条3項・入会にあたっての承諾事項について（申入れの趣旨2、5）

（1）消費者契約法9条1号の該当性

会則第9条3項には、「一旦納入した会費等は、これを返還しない。」との定めがあり、また「入会にあたっての承諾事項」のうち「会費納入について」の①の箇所にも同じように「入会手続き時及び年一括払いにて納入いただいた入会金、事務登録料、会費、手数料等は理由の如何に拘らずご返金できません。」と定められている。

この条項が問題となる場面は、会員が1年分の会費を一括前払いしている場合で、当該会員が当該年の中途で退会した場合である。

貴社と会員との間のクラブ会員契約は、貴社クラブの施設利用等を目的とする、期間の定めのない役務提供契約（有償双務の無名契約）と解される。施設利用が契約の主たる目的であって、会員が望まない施設利用を将来にわたって強制されることに合理性がなく、また期間の定めもないという上記契約の性質に照らすと、会員はいつでも貴社に対し退会を申し入れることにより解除権を行使でき、その場合には、契約は将来に向かって効力を失うと解される。

したがって、会費等を一括前払いした会員が当該年の中途で退会する場合には、貴社との間で、前払いした当該会費等の精算が必要となるところ、会費等のうち入会金・事務登録料は、会員たる地位の取得の対価及びその手数料であると一応考えられるから、返還されないことに一応の合理性が認められる。

しかし、会費は施設利用の対価であるから、中途で退会した場合には、前払いにかかる退会後の残存日数あるいは残存月数に対応する会費は、不当利得として会員に返還すべきものである。

しかも、貴社にとって会費は主要な財源と言うことができ、さらに貴社が雇用する従業員やインストラクターは、会員数が減ったからと言って削減することは容易ではない面もあるうと思われる。そうすると、同条項に言う不返還特約は、会員の減少によって貴社が被る可能性のある収入の逸失その他有形、無形の損失や不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するものと言うことができる。

そのため、上記条項のうち会費に関する部分は、スポーツクラブ会員契約が解除された場合に本来は会員に返還すべき会費に相当する額の金員を事業者が取得することを定めた合意であり、消費者契約法9条1号に定める、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項と解される。

(2) 平均的な損害について

消費者契約法9条1号は、かかる条項について、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者に生ずべき平均的な損害の額を超えるものについて、当該超える部分について無効とする旨を定める。ここにいう平均的な損害とは、1人の会員と事業者との会員契約が解除されることによって当該事業者に一般的、客観的に生ずると認められる損害をいうものと解される（最高裁第二小法廷平成18年11月27日判決参照）。

そこで、本件のようなスポーツクラブの退会の場合に、貴社にかかる損害が生ずるかどうかが問題となるところ、①本件会員契約においては、契約期間の定めがなく、会員の退会を隨時認めており、かかる退会は契約にあたり当然に予想され、かつ、貴社においてあらかじめ織り込み済みの事柄であること、②貴社は、会員に契約に定める範囲で自由に施設を利用させており、会員ごとに個別に特化したサービス体制をとっているわけではなく、また会員の退会があった場合でも、貴社は隨時他の会員を募集し入会させることができること、③貴社における会費を月ごとの支払いとしても、その会員が退会する場合に、会則、確認書その他貴社と会員間の契約内容を構成すると解される一切の規約に特段の損害賠償額の予定または違約金等の定めがなく、このことは会員の退会によって貴社に損害が一般に生ずるものではないこととの表れと解されること、④1年一括の支払方式は基本的には月会費を1年分まとめて前払いしているものに過ぎず、解約時の負担については前記月ごとの支払の場合と別異に取り扱うべき合理的理由がないこと等の

事情に照らすと、本件会員契約の解除に伴う平均的な損害は存しないと解される。

(3) 消費者契約法10条の該当性

また、1年分の会費を一括前払いした会員が当該年の中途で退会する場面においては、民法上、会員に認められる不当利得返還請求権を制限するものであり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者の権利を制限する条項である。さらに、その結果として会員は契約上認められる退会の自由を制限されるものであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であると解される。

(4) 結論

以上によれば、会則第9条3項の定め、及び「入会にあたっての承諾事項」のうち「会費納入について」①は、1年分の会費を一括前払いした会員が当該年の中途で退会する場合における会費返還の取扱いの点において、消費者契約法9条1号、10条により無効である。

4 会則第13条2項について（申入れの趣旨3）

本規約によれば、会員が同伴したビジターによる不法行為責任について、会員自身の帰責性の有無を問わず、当該会員自身もビジターと連帶して損害賠償責任を負担させられる内容になっている。

しかし、会員に対して一律に損害賠償責任を負担させることは、民法の基本原理である過失責任の原則に照らしても疑問がある上、貴社の施設を利用するため貴社の作成した会則に合意することを要請された消費者に過ぎない会員自身の通常の合理的意思にも反するものである。

この規定によれば、貴社ないしは第三者は、ビジターの不法行為責任について会員にも債務を連帶して負担させることができるために、会員の負担においてより確実に損害金の回収を確保できるが、会員は、ビジターを同伴したという関係がある限り、ビジターの不法行為責任について常に損害賠償債務を負担させられるという関係になり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であると共に、信義則に反して会員にとって一方的に不利な条項であることは明らかである。

したがって、本条項は、消費者契約法10条により無効である。

5 会則第14条について（申入れの趣旨4）

(1) 消費者契約法9条1号の該当性

会則第14条には「会員は次の各号に該当する場合、第①号については会社の指定する日、第②号、第③号及び第④号については該当事由の発生日をもってその会員資格を喪失し、以後、会員としての如何なる権利をも喪失する。この場合速やかに会員証を会社に返還しなければならない。但し、会費等の返還はしないものとする。」とある。

このうち、②とは除名に該当する場合、③もまた客観的に施設利用に問題ないしは困難があると思われる事由に該当する場合であるから、かかる場合の退会には本人の帰責性もある程度認められると思われる。

しかし、これらについて一律に不当利得たる前払いにかかる会費を返還しないとすることに合理性は認められない。

また①は会員本人が自ら退会を申し出た場合、④は会員本人が亡くなった場合であるが、これらの事由については尚のこと会員本人の帰責性はなく、さらに前払い会費を返還しないとす

る合理性は一切ない。

上記のとおり、不返還特約は会員の減少によって貴社が被る可能性のある収入の逸失その他の有形、無形の損失や不利益等を回避、てん補する目的、意義を有するものであり、消費者契約法9条1号に定める、消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、または違約金を定める条項と解され、消費者契約法9条1号に該当する。

また平均的損害を超えることも、上記に同じである。

(2) 消費者契約法10条の該当性

また、上記条項のうち会費に関する部分は、やはり前記同様、民法上、会員に認められる不当利得返還請求権を制限するものであり、民法の適用の場合による場合に比し、消費者の権利を制限する条項である。さらに、①については、退会の自由を制限される条項として作用することは前記2項のとおりであり、信義則に反して消費者の利益を一方的に害する条項であると解される。

6 結論

以上のとおり、申入れの趣旨記載のとおりに各条項の使用停止を求める。

以上